あさひサポートセンター

（連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護）

運 営 規 程

（事業の目的）

第１条　この規程は、ナイトウメディックス株式会社が設置運営する指定地域密着型サービスに該当する定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス提供事業所あさひサポートセンター（以下「事業所」という）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある者（以下「利用者」という）に対して適切なサービスを提供することを目的とします。

（運営の基本方針）

第２条　定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報により その者の居宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応、その他安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行い、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指すものとします。

２ 事業者は、提供するサービスの質の評価を行うと共に、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図ります。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

（１）　名称　　あさひサポートセンター

（２）　所在地　兵庫県西脇市西脇1107

（従業員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

（１）　管理者　１人(常勤兼務)

・事業所の従事者および業務の一元的な管理

（２）　オペレーター 提供時間を通じて１名以上（常勤兼務）

・利用者、家族からの通報を随時受け付け、適切に対応

・利用者またはその家族に対して、適切な相談及び助言

（３）　計画作成責任者　１名以上(常勤兼務)

・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成および交付
・サービス提供の日時等の決定
・サービスの利用の申し込みに係る調整、サービス内容の管理

（4） 定期巡回サービスを行う訪問介護員　８名以上(常勤兼務、非常勤兼務)
・居宅サービス計画に沿った定期的な巡回

（5） 随時訪問サービスを行う訪問介護員 提供時間を通じて１名以上（常勤兼務、非常勤兼務）
・オペレーターからの要請を受けての利用者宅の訪問

（営業日及び営業時間）

第５条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとします。

（１） 営業日 ３６５日

（２） 営業時間 ２４時間

（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額）

第６条 定期巡回・随時対応型訪問介護・看護サービスの内容は以下のとおりとし、当該サービスを利用した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定めた基準額の一割の額とします。

① 定期巡回サービス	介護員等が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話
② 随時対応サービス	あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助又は訪問介護員等の訪問もしくは看護師等による対応の要否等を判断するサービス
③ 随時訪問サービス	随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話

２　前項に関して、厚生労働大臣が定める基準の変更、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することとします。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う１か月前までに利用者に説明することとします。また、その場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとします。

３　利用者宅から事業所への通報に係る通信料（電話料金）については利用者が負担するものとします。

４　前各号に掲げるもののほか、利用者が負担することが適当であるものは、その実費と

します。

（通常の事業の実施地域）

第７条 通常の事業の実施区域は次のとおりとします。

西脇市

（衛生管理）

第８条 サービス提供の際し、従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るための衛生管理に努め、必要な対策を講じるものとします。

（緊急時における対応方法）

第９条　サービス提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかにご家族、主治医、および介護支援専門員へ連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

２　主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には、あらかじめ事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講じるものとします。

（業務継続計画の策定等）

第１０条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

３　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第１１条　事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

１　感染症の予防及びまん延のための対策を検討する委員会 をおおむね６か月に１回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。

２　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

３　事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

（合鍵の管理方法及び紛失した場合の対応方法）

第１２条　定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たり、利用者宅に取り付ける専用のキーボックスにて保管するか、もしくは事業所にて預かるものとします。

利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法を記載した文書を利用者に交付するものとする。

２　合鍵を紛失した場合は、すみやかに利用者およびその家族、または管理者に連絡をし、必要な措置を講じるものとします。

（苦情処理）

第１３条 事業所は、提供した定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じます。

２　事業所は、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録します。

３　事業所は、提供した定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスに関し、介護保険法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行なう調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

４　事業所は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告します。

５　事業所は、提供した定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第１７６条第１項第３号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

６　事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告します。

（個人情報の守秘義務について）

第１４条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する業務を負います。

２　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

３　事業所はサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を予め文書により得ておくものとします。

（虐待防止に関する事項）

第１５条　事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとします。

（１）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

（２）利用者及びその家族からの苦情体制の整備

（３）その他虐待防止のために必要な措置

２　事業者は、サービス提供中に当該事業所の従業者または養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

３　事業所は、虐待防止の為の対策委員会を開催し担当者を定め、定期的に研修を実施し防止する対策を講じる。

（身体的拘束等の適正化について）

第16条　利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。

（２）身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

（事故発生時の対応）

第１７条 サービスの提供により事故が発生したときは、速やかに家族に連絡するとともに、必要な措置を行うものとします。

２ 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。

３ 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償保険に応じた損害賠償を速やかに行うものとします。

４ 事故が生じたその原因を解明し、再発防止のための対策を講じることとします。

（その他運営についての重要事項）

第１８条 勤務体制の確保等

（１）当事業所は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めています。

（２）当事業所の従業者によって適切なサービスの提供が行われる体制を構築している場合においても、他の訪問介護事業所等との密接な連携を図ることにより効果的な運営を期待することが出来る場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市町村長が実情を勘案して適切と認める範囲内において、定期巡回サービス、随時対応サービス及び随時訪問サービスの事業の一部を、他の訪問介護事業所等との契約に基づき、訪問介護事業所等の従業者に行わせることができるものとします。

一部委託先訪問介護事業所
株式会社たかた　ヘルパーステーションらぴす
株式会社ロングファーマシー　ヘルパーステーション訪問介護ニカサ加西店

（３）事業所は従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を確保します。
ア．採用時研修 採用後１か月以内
イ．定期的研修 随時
（４） 事業者は訪問介護員に、その同居の家族である利用者に対する当該サービスの提供をさせないものとします。

（記録の整備）
第１９条 事業所は、サービス提供に係わる記録、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとします。
２　事業所は、利用者に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日（個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする）から５年間保存します。
（１）定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画
（２）提供した具体的なサービスの内容等の記録
（３）市町村への通知に係る記録
（４）苦情の内容等の記録
（５）事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
３　前項に定めた記録は、書面に代えて電磁的記録により行うものとする。
ただし、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するものについては、相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的記録で保存するものとする。

（介護・医療連携推進会議）
第２０条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスの提供にあたっては、地域に密着し開かれたものにするために、介護・医療連携推進会議を設置し、サービス提供状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けるものとします。
２ 介護・医療連携推進会議の開催は、おおむね6か月に1回以上とします。
３ 介護・医療連携推進会議のメンバーは、利用者、家族、地域住民の代表者、医療関係者、地域包括支援センターの職員、有識者等とします。
４ 介護・医療連携推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表します。

５　介護・医療連携推進会議の開催方法は、対面またはリモート等で実施するものとする。ただし、利用者がリモートにより参加する際は、テレビ装置等の活用に対して、事前同意を得たうえで行うものとする。

（訪問看護事業者との連携）

第２１条　連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該事業所の利用者に対する指定訪問看護の提供を行う指定訪問看護事業者と連携をしなければならないこととします。

２　前項の規定に基づき、連携を行う指定訪問看護事業所との協定に基づき、当該指定訪問看護事業所から、以下の事項について必要な協力を得るものとします。

⑴利用者に対するアセスメント

⑵随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保

⑶介護・医療連携推進会議への参加

⑷その他必要な指導及び助言

連携先訪問看護事業所：西脇市社会福祉協議会訪問看護ステーション
有限会社めぐみ訪問看護ステーション
株式会社はせがわアンジュ訪問看護ステーション
社会医療法人社団正峰会桜丘訪問看護ステーション
株式会社心のんびりライフ　よつば訪問看護ステーション
合同会社いろり　いろり訪問看護ステーション

（ハラスメント対策の強化）

第２２条　事業所はハラスメント防止の観点より、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

２　利用者又はその家族が事業者やその従業者に対し、この契約を継続し難いほど重大な背信行為（訪問介護員や看護職員への暴言・暴力・セクシャルハラスメント行為等があり、改善を求めた申し入れに対し、改善されない場合等）を行った場合、文書を通知する事によりこの契約を解約する事ができます。

（暴力団等の排除）

第２３条　西脇市における暴力団の排除の推進に関する条例を準用する。

附 則

この運営規程は、平成２７年１１月１日から施行します。

改定　平成29年８月１日
　　平成29年１１月１日
　　平成３０年３月１日
　　平成３０年４月１日
　　平成30年12月1日
　　平成30年12月16日
　　平成31年3月８日
　　令和元年11月28日
　　令和２年２月16日
　　令和３年2月15日
　　令和３年4月１日　改定
　　令和6年4月1日　改定
　　令和7年2月1日　改定
　　令和7年5月９日　改定
　　令和7年11月27日　改定
　　令和8年6月1日　改定
　　令和8年10月1日　改定